

定 款

昭和電工株式会社

昭和電工株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、昭和電工株式会社(英文で表わす場合は、Showa Denko K.K.)と称する。

(本店)

第2条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の製品の製造、売買および輸出入
 - (1) 合成樹脂、合成ゴム、合成繊維その他高分子製品およびこれらの原料
 - (2) 無機および有機工業薬品ならびにガス製品
 - (3) 化学肥料、農薬ならびに飼料および飼料添加物
 - (4) 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品および医療機器
 - (5) 食品、食品添加物、酵素類およびアミノ酸類
 - (6) 半導体その他電子工業材料
 - (7) 軽金属、合金鉄その他各種金属およびその合金類
 - (8) 炭素製品、研削材、耐火材その他セラミックス
 - (9) 土木建築用資材、住宅用資材および農業用資材
 - (10) 化学工業用、エネルギー産業用、環境保全用その他各種設備、システム、機器および精密機器
 - (11) 前記各製品の加工品および関連品
2. 生化学技術の研究、開発、調査およびこれらの受託業務
3. 石油、ボーキサイトその他鉱物類の採掘、加工および売買
4. 自家用電気事業および電気供給事業
5. 産業廃棄物および一般廃棄物の再生処理
6. 建設工事
7. 不動産の売買および賃貸
8. 金銭の貸付および手形の買取
9. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
10. 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援
11. 前各号に関連する設計および技術指導
12. 前各号に附帯関連する一切の業務

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3億3千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株式の取扱い)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

- ② 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権割当てを受ける権利
4. 前条第2項に定める請求をする権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料ならびに株主の権利行使の方法については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は、毎年3月に開き、臨時株主総会は、必要のある場合を開く。

- ② 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集する。取締役社長が欠員であるかまたは事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

(株主総会の議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長が欠員であるかまたは事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。

第4章 取締役および取締役会

(選任)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役等)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役または執行役員中から社長1名を選定する。

③ 取締役会は、その決議によって会長その他の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第25条 会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額以上とする。

(相談役の委嘱)

第26条 取締役会の決議により、相談役を置くことができる。

(執行役員)

第27条 取締役会の決議により執行役員を置き、当会社の業務を執行させることができる。

第5章 監査役および監査役会

(選任)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤および常任監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

- ② 監査役会は、その決議によって常任監査役を置くことができる。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条 会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額以上とする。

第6章 会計監査人

(選任)

第35条 会計監査人は、株主総会で選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 剰余金の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- ② 中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

(期末配当の支払)

第39条 期末配当は、基準日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して交付する。

(中間配当の支払)

第40条 当会社は、取締役会の決議により、基準日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して中間配当(会社法第454条第5項による剰余金の配当をいう。)をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- ② 前項の配当については、利息をつけない。

沿革

昭和14年 6 月 1 日	制定
昭和15年 4 月30日	変更
昭和17年11月26日	変更
昭和18年 3 月31日	変更
昭和18年11月29日	変更
昭和19年 1 月29日	変更
昭和19年 5 月 8 日	変更
昭和19年11月28日	変更
昭和20年 5 月 2 日	変更
昭和20年 5 月30日	変更
昭和21年 5 月30日	変更
昭和21年10月 9 日	変更
昭和24年 9 月20日	変更
昭和25年 8 月30日	変更
昭和26年 5 月30日	変更
昭和26年11月20日	変更
昭和31年 8 月28日	変更
昭和34年 2 月27日	変更
昭和40年 2 月26日	変更
昭和46年 2 月26日	変更
昭和46年 8 月27日	変更
昭和47年 8 月30日	変更
昭和50年 2 月27日	変更
昭和55年 3 月28日	変更
昭和57年 3 月30日	変更
平成 3 年 3 月28日	変更
平成 6 年 3 月30日	変更
平成 8 年 3 月28日	変更
平成11年 3 月30日	変更
平成14年 3 月28日	変更
平成15年 3 月28日	変更
平成15年 4 月 1 日	変更
平成16年 3 月30日	変更
平成19年 3 月29日	変更
平成20年 3 月28日	変更
平成21年 3 月27日	変更
平成22年 1 月 5 日	変更
平成28年 3 月30日	変更
平成29年 3 月30日	変更
2020年 3 月26日	変更